

Q1: 今回改正したコードはどのようなものですか？

A1: 令和7年4月改正に伴うものです。

- ・A2 訪問型(独自)現行相当 BCP 未策定減算を追加
  - ・A2 訪問型(独自)現行相当及び A6 通所型(独自)現行相当 処遇改善加算 V を削除
- 詳細は、サービスコード表の新旧対照版をご参照ください。

Q2: CSV ファイルの内容はどのようなものですか？

A2: データは、介護予防・日常生活支援総合事業単位数表マスタインタフェースに準拠して作成しており、令和7年4月サービス分以降の請求に必要なコードが一覧となっています。サービスコード表を確認の上、データの内、必要な部分を各システムに取り込んでください。

事業者様各自でシステムのデータ取り込み・メンテナンス対応を行う際は、廃止となるコードにつきまして、月遅れ請求等の際に必要なことがありますので、その点留意のうえ実施願います。

Q3: システム取り込み処理を行ったところ、エラーがたくさん発生します。ファイルに不具合がありませんか？

A3: 砂川市独自単位数表につきましては、現在、基本的に国の単位数表に準拠しています。また、合成単位の設定はありません(ただし、「1月当たりの回数を定める場合」など、採用していない単位数もありますので、ご確認ください)。

したがって、各システムにおいて、今般の改正分につきまして、すでに国の標準単位数がセットされている場合は、重複のため取り込みエラーになることが考えられます。その場合、算定項目のイ・ロ・ハの記号の不採用単位の整理に伴う変更を除き、番号・略称等全て同一となっていますので、基本的には国の標準単位数データがそのまま利用可能であると考えられます。システムの仕様を個別にご確認の上、ご対応願います。

なお、各事業者様においてそれぞれ導入しているシステムの操作方法等につきましては、保険者では回答しかねますので、ベンダー(製造元)に直接お問い合わせください。

Q4: 改正前の時期のものを請求しようとしたが、更新時に誤って消してコードがわからなくなりました。

A4: これまで決定したコード表(CSV ファイル)は、全てそのまま砂川市ホームページに掲載してありますので、対象のものをダウンロードの上、必要な部分をシステムに取り込んでください。